

ベトナム人技能実習生ホットライン（第1回）開催報告

2020年6月

外国人技能実習生権利ネットワーク

日本カトリック難民移住移動者委員会（JCaRM）

1. ホットラインの主旨

新型コロナウイルスの影響を受ける在日ベトナム人からの相談が、カトリックの司祭や修道者に多く寄せられ、生活困窮の訴えに対する食糧支援活動が4月より開始された。生活困窮を訴えるベトナム人のおよそ半数が技能実習生であり（次に留学生、非正規滞在、技術・人文知識・国際業務と続く）、この先、実習先企業などの業績悪化や倒産などによる賃金不払いや解雇、寮を追い出されるなど、労働問題や住まいの問題に直面することも予測された。そのため、とくに技能実習生の労働問題への対応、また今後の相談連携のため、外国人技能実習生権利ネットワークと日本カトリック難民移住移動者委員会（J-CaRM）が共同して緊急ホットラインを実施した。

今回、緊急ホットラインを開催するにあたって、関係諸団体と早急に準備を進めるためにも、技能実習生の過半数をしめるベトナム人を対象に呼びかけることとした。呼びかけは技能実習生に対してであるが、留学生などからの相談にも対応することとした。

相談は、当日ばかりでなく1週間前からSNSを活用して受け付け、当日に労働問題に詳しい専門家や弁護士等によるヒヤリングを踏まえて回答することとした。

- 日時：2020年6月9日（火）10時～16時
- 会場：岐部ホール会議室（聖イグナチオ教会敷地内 四ツ谷駅徒歩3分）
また、札幌、岐阜、大阪、北九州の4つの拠点でも相談対応のため待機した。
- 主催：外国人技能実習生権利ネットワーク・日本カトリック難民移住移動者委員会（J-CaRM）
- 協力：移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）・イエズス会社会司牧センター

2. 相談の概況

相談は、在日ベトナム人らから44件寄せられた。事前相談が30件、当日相談が14件であった。うち、男性が17件、女性が13件、不明14件であり、継続相談となったものも14件あった。相談者の在留資格をみると、技能実習生が24件、技術・人文知識・国際業務が6件、留学生が4件、その他・不明が10件であった。

相談内容では、休業手当に関するものが8件、ビザに関するものが7件、帰国困難が6件、転籍が6件、賃金不払いと特別定額給付金が各4件、解雇、暴力、派遣、職種違い、

失業手当に関するものが各3件などとなっている。このほか、妊娠・出産・産休、年金脱退一時金など多岐にわたって相談があった。

新型コロナウイルスの影響とみられる相談内容が多かったものの、技能実習制度などが従来から抱える問題に起因する相談もみられた。

帰国困難というケースでは、帰国できないまま仕事も収入もないという状況におかれ、出口のみえない中、苦境に立たされている実態がみられた。幸い特別定額給付金10万円が受けられた場合でも、生活するための実費負担が重く、10万円ではすぐになくなってしまおうという状況であった。

休業手当のケースでは、そもそも休業手当が支払われないという場合もあり、支払われても収入がかなり少なくなり、借金の返済などが難しくなるという状況に追い込まれている。

3. 主な相談事例

<帰国困難ケース>

・技能実習3年が修了し会社の寮にいるが、新型コロナウイルスの影響で帰国できない。監理団体がビザなどの手続きをしているが、いまだに航空券はなく在留カードもない。特別定額給付金10万円はもらったが、水光熱費などは自己負担のため2～3万円しか残っていない。

・7月に技能実習3年間で修了する。帰国できない技能実習生は6ヶ月延長できると聞いたが、会社は対応してくれない。帰国するまでの間、失業手当や会社の支援を受けられるか。

・6月に入って技能実習が修了したが、帰国できないまま仕事も収入もない。現在3ヶ月のビザで滞在している。特別定額給付金の申請を支援してほしい。また、失業保険の申請はできるか。

<休業手当ケース>

・技能実習生であるが、会社が新型コロナウイルスの影響を受け、5月は1か月間仕事が休みで、賃金の6割の休業手当が支払われた。6月も仕事が少なく週3日勤務の状態だ。会社は賃金の80%を支払うが、収入は8万円未満にしかない。来日前に2億ドン(92万円)を高金利で借金しており、返済に困っている。

・今年2月に技能実習で来日し、4月から就労を開始したが、新型コロナウイルスの影響で、会社は仕事が少ない。日本人マネジャーは、私たちがミスをすると蹴ったり、首や頭をつかんだり、平手打ちをするなど暴力をふるう。その後、別の場所に移動させられたが、監理団体は「態度が悪いから辞めさせられたので、休業手当は支払われない」とのこと。

・今年3月に技術・人文知識・国際業務で来日した。派遣会社に雇用されホテルの事務職

に就く予定だったが、全く仕事がない。休業手当も会社に資金がないとして払ってもらえない。派遣会社は別のホテルを探すと言っているが、未だ紹介されない。

<ビザ更新ケース>

・技術・人文知識・国際業務で働いているが、1年契約である。最初の会社は倒産し、2番目の会社で働いている。間もなくビザの更新時期だが、コロナで仕事がなく、働く時間が短く収入が少なくなっているため、更新できるか心配だ。

・現在就労ビザを持っているが、コロナの影響で仕事あまりなく、契約の半分ぐらいまで賃金が低くなっている。そろそろビザの更新時期になるが、何か問題があるか。

<転籍ケース>

・技能実習生だが、月収は一番高い月が手取り8万円で、5月は7万円だった。控除が5万円ぐらいあるが、そもそも給料がベトナムでもらった契約書と違っている。ほかの会社に移りたい。

・2018年11月に技能実習生として来日した。職種は塗装のはずだが、山中の電柱の上での仕事だった。6月に入り「危険なのでこの仕事はやめたい」と社長に言った。違う仕事をしたい。

・技能実習生として来日し1年。会社で仕事がなく、5月下旬から休業状態だが、賃金は100%出すとのこと。しかし、会社は監理団体にもう雇用しないと通知した。監理団体は別に別の会社に転籍することになったというが、実際に転籍できるかどうかわからず心配している。

・2019年4月に技能実習生（介護）として来日し、老人ホームで働いている。3年契約だが、残り2年間を同じところで働きたくない。会社が山の中で、想像していたのは大違いだった。

4. 今後について

今回の第1回ホットラインの開催は、外国人技能実習生支援に専門的に取り組むネットワーク団体とベトナム人が集うカトリック教会団体とのベトナム人技能実習生支援の連携の第一歩として、大変有意義な試みであったと評価できる。14件の継続相談のほか、ホットライン後も、Facebook 窓口などにも継続的にベトナム人技能実習生等からの相談が寄せられていることから、第2回ホットラインを7月4日（土）に開催することとなった。またその準備として、主にカトリック教会の支援・通訳関係者の養成を目的とした研修会を、6月25日（木）に開催した。